

船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価について

業務評価について

	モニタリング	中間評価
実施施設	全ての制度導入施設	要件を満たす制度導入施設
頻度 実施時期	各年度1回 各年度終了後、事業報告書が提出された後	施設ごとに実施回数が異なる
実施主体	施設所管課	外部委員による評価委員会
実施内容	指定管理者による自己評価 施設所管課による評価	現地審査、資料審査 評価委員会による審査

対象施設

(ア)または(イ)の要件を満たす施設

(ア)指定期間が6年以上の施設

(イ)一定の要件を満たす施設

- ・利用者への影響が大きい施設
- ・第三者評価の実施によって効果が見込まれる施設



中間評価について

施設の運営に関し、客観的な観点から厳正かつ公正に評価

- 事業計画書等に沿った管理運営が行われているか
- 引き続き指定管理を任せることができるか



施設の管理水準及び利用者へのサービスの向上を図る



中間評価について

- 評価対象年度：平成28年度から令和元年度（4年間）
- 評価方法：施設視察、資料審査
- 審査資料：事業計画書
事業報告書
モニタリング結果
利用者アンケート結果



船橋市アンデルセン公園指定管理者中間評価シート (案) について

- 平成27年度実施「船橋市アンデルセン公園指定管理者選定委員会」の評価項目を準用

大項目	細項目
管理運営の基本方針	都市公園としての機能を良好な状態に保てる計画及び実現性について
	本市を代表する施設として、市との連携並びに市の事業に沿った公園の管理運営について
	本市の観光及び国際交流の拠点施設としての活用について
業務内容	施設及び設備の維持管理について
	利用者の平等な利用確保及びサービスの向上について
	利用者等の安全確保について
	利用促進の方策について
	地域との共生や地域への還元について
	当公園ならではの事業実施について
事務管理	従事者の配置について
	従事者の教育と研修について
	従事者に対する労働条件等の対応について
収支状況	収入見込みについて
	利用者等の安全確保について
	事業費の削減について

細項目評価基準（案）

- ・ モニタリングと同様の評価基準

評価	評価基準
S評価	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A評価	おおむね事業計画通りに管理運営がなされている
B評価	一部軽易な改善事項がある
C評価	事業計画通りの管理運営がなされておらず、早急な改善を要する
D評価	指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている



評価決定までの流れ



書類提出先

- FAX : 047-436-2539
- メールアドレス : kouen@city.funabashi.lg.jp

